防衛庁訓令第１号

「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」に基く供与品の受領等に関する訓令を次のように定める。

昭和３０年１月８日

防衛庁長官　大村　清一

「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」に基く供与品の受領等に関する訓令

改正　昭和30年 7 月14 日庁訓第43号
昭和32年 3 月 8 日庁訓第13号
昭和 41 年 4 月 1 日庁訓第 9 号
昭和52年 7 月 1 日庁訓第27号
昭和53年1月23日庁訓第2号
昭和 58 年 3 月 7 日庁訓第 4 号
平成12年2月29日庁訓第10号
平成13年　1 月 6日庁訓第2号
平成15年10月23日庁訓第68号
平成18年　7月28日庁訓第83号
平成 19 年　1 月 5 日庁訓第 1 号
平成27年10月　1日省訓第39号

（目的）

第１条　この訓令は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」に基き、アメリカ合衆国から無償で供与される装備及び資材（以下「供与品」という。）の受領等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（受領官）

第２条　防衛大臣は、国内において引渡を受ける供与品の受領に関し、陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官のうちから受領官を任命し、防衛大臣に代り、供与品を受領しアメリカ合衆国政府に対する受領文書に署名する権限を委任する。

２　受領官は、必要があると認めるときは、前項の規定により防衛大臣から委任された権限を部下の自衛官に再委任することができる。

３　防衛大臣は、必要があると認めるときは、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊（以下「各自衛隊」という。）のいずれかに向けられた供与品の受領文書の署名を他のいずれかの各自衛隊の受領官（前項の規定により再委任された自衛官を含む。以下同じ。）に行わせることができる。

４　国外において引渡を受ける供与品に関する自衛官については、別に定める。

（供与品の管理）

第３条　供与品の管理については、この訓令で定めるもののほか、防衛省所管国有財産取扱規則（平成１８年防衛庁訓令第１１８号。次項において「規則」という。）又は防衛

省所管物品管理取扱規則（平成１８年防衛庁訓令第１１５号）の定めるところによるものとする。

２　供与品は、受領官による受領と同時に所定の部局長（規則に定める部局長をいう。）又は物品管理官の管理に属するものとする。

（不符号物品等の処理）

第３条の２　供与品の受領実数量と受領証書に記載された数量との間の不符号その他の異常が明らかに受領官の受領以前に起因していると認められる物品又は国有財産については、次の各号に定めるところに従って処理するものとする。

（１）部隊又は補給処等が供与品を受領したときは、当該部隊又は補給処等の物品出納官は、原則としてすみやかに開梱して内容を確認し、実数をもって記帳するものとし、不符号その他の異常を発見したときは、受領官に至るまで順序を経て記録の修正を求めるとともに、当該部隊又は補給処等を監督する陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）に報告するものとする。

（２）幕僚長は、前項の規定により報告を受けたときは、その内容を審査し、その報告にかかる供与品が消耗品（部品を含む。以下同じ。）である場合において当該供与品に関する不符号その他の異常が現品の引渡に伴い通常発生する限度をこえると認めるとき、又は不符号その他の異常を生じた供与品が消耗品以外の物品若しくは国有財産であるときは、当該不符号その他の異常について防衛大臣に報告するものとする。

（３）防衛大臣は、前号の規定により報告を受けたときは、その報告にかかる不符号その他の異常について在日相互防衛援助事務所長に照会するものとする。

（４）防衛大臣は、前号の規定による照会に対する在日相互防衛援助事務所長の回答を受けた場合において、必要があると認めるときは、その不符号その他の異常を報告した幕僚長に対し、受領文書を訂正するための措置をさせるものとする。

（供与品の廃品又はくずの処理）

第３条の３　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第１条に基く装備の返還に関する取極５の規定に基く供与品の廃品又はくずの返還その他の処分については、次の各号に定めるところに従って処理するものとする。

（１）幕僚長は、防衛大臣の名において、その監督する各自衛隊に属する供与品の廃品又はくずについて在日相互防衛援助事務所長に通報するものとする。

（２）幕僚長は、前号の規定により在日相互防衛援助事務所長に通報したときは、すみやかにその旨を防衛大臣に報告するものとする。

（３）防衛大臣は、第１号の規定により通報した供与品の廃品又はくずの処分に関し、在日相互防衛援助事務所長から通報を受けたときは、関係の幕僚長に対して必要な指示をするものとする。

（受領等に関する文書）

第４条　供与品の要請、受領等に関する重要な事項の在日相互防衛援助事務所との連絡は、文書を以て行うものとする。

２　在日相互防衛援助事務所に提出する供与品に関する要請又は不符合その他の異常の通報若しくは廃品若しくはくずの通報に関する正式文書は、防衛大臣名とする。

３　装備品用予備部品又は教範類の要請については、幕僚長の専決とする。

４　幕僚長は、前号の規定により装備品用予備部品又は教範類の要請を行ったときは、すみやかにその旨を防衛大臣に報告するものとする。
５　幕僚長は、在日相互防衛援助事務所より各自衛隊に送付された供与品の引渡に関する文書を受領したときは、その写を防衛装備庁長官に提出しなければならない。
（受領報告の提出）
第５条　各幕僚長は、供与品を受領した場合は、その都度受領状況を別記様式により防衛大臣に報告しなければならない。
（受領に関する港湾業務の処理）
第６条　京浜地区（羽田空港を含む。以下同じ。）における供与品の受領業務を行うため、別に定めるところにより、陸上自衛隊中央輸送業務隊を編成する。
２　海上幕僚長及び航空幕僚長は、その所属の隊員を陸上自衛隊中央輸送業務隊に連絡官又はその隊員として派遣するものとする。
３　横須賀港（長浦港及び久里浜港を除く。以下同じ。）、舞鶴港、大湊港、佐世保港及び呉港（岩国港を含む。以下同じ。）における供与品の受領業務は、それぞれ横須賀地方総監部、舞鶴地方総監部、大湊地方総監部、佐世保地方総監部及び呉地方総監部（以下「各地方総監部」という。）が行う。
４　陸上幕僚長及び航空幕僚長は、その所属の隊員を必要のつど、前項に規定する各地方総監部に連絡官として派遣するものとする。
５　京浜地区、横須賀港、舞鶴港、大湊港、佐世保港及び呉港以外の地区における供与品の受領業務は、そのつど、防衛大臣が指示する部隊が行うものとする。
６　陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長は、受領業務の円滑、かつ、一元的な遂行を図るため相互に密接な協力を行うものとする。
（輸入の業務）
第７条　幕僚長は、供与品に関する輸入貿易管理令（昭和 24 年政令第 414 号）第 19 条第 1 項ただし書の規定に基づく輸入の協議（以下「輸入協議」という。）について、必要とする場合には防衛大臣に申請するものとする。
２　防衛大臣は、前項に規定する申請を受けたときは、その申請に基づき経済産業大臣に輸入協議を行う。
３　防衛大臣は、前項に規定する輸入協議が整ったときは、その旨をその協議にかかる申請を行った幕僚長に通知する。
４　前項に規定により幕僚長が通知を受けたときは、幕僚長はその旨をその通知にかかる供与品の受領官に通知しなければならない。
（通関）
第８条　供与品の受領官は、供与品の受領に際し、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の規定により税関にその供与品の輸入を申告しその許可を受けなければならない。
（受領業務に必要な予算関係事務の処理）
第９条　供与品の受領業務に必要な経費の予算の編成は、供与品を最終的に受け入れる部隊にかかる陸上幕僚監部、海上幕僚監部又は航空幕僚監部（以下「幕僚監部」という。）が行うものとする。
２　供与品の受領業務に必要な経費の支出負担行為計画額の示達は、供与品の受領業務を

担当する部隊にかかる幕僚監部が行うものとする。

附　則

この訓令は、昭和29年12月23日から適用する。

附　則（昭和30年7月14日庁訓第43号）

この訓令は、昭和30年5月1日から適用する。

附　則（昭和32年3月8日庁訓第13号）

この訓令は、昭和32年3月8日から施行し、同年1月10日から適用する。

附　則（昭和41年4月1日庁訓第9号）（抄）

1　この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。

附　則（昭和52年7月1日庁訓第27号）

この訓令は、昭和52年7月1日から施行する。

附　則（昭和53年1月23日庁訓第2号）（抄）

1　この訓令は、昭和53年1月23日から施行する。

附　則（昭和58年3月7日庁訓第4号）

この訓令は、昭和58年3月24日から施行する。

附　則（平成12年2月29日庁訓第10号）

この訓令は、平成12年3月1日から施行する。

附　則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）

1　この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附　則（平成15年10月23日庁訓第68号）

この訓令は、平成15年10月23日から施行する。

附　則（平成18年7月28日庁訓第83号）

この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附　則（平成19年1月5日庁訓第1号）

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附　則（平成27年10月1日庁訓第39号）（抄）

（施行期日）

第1条　この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

別記様式（第５条関係）

供与品受領報告

○○幕僚監部

受領月日	受領場所	供与品名	数量	送先	受領後の処理状況